4月

～人権教室～

人権擁護委員の方より

人権とは・・・

人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は、日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

　互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会をつくっていきましょう。

小さなことでも何か不安なことがあれば、いつでも相談してください。一人で悩まず、周りの人に相談したり、話しをしたりしていきましょう。
そして、人権擁護委員という存在がいるということを知っていてください。

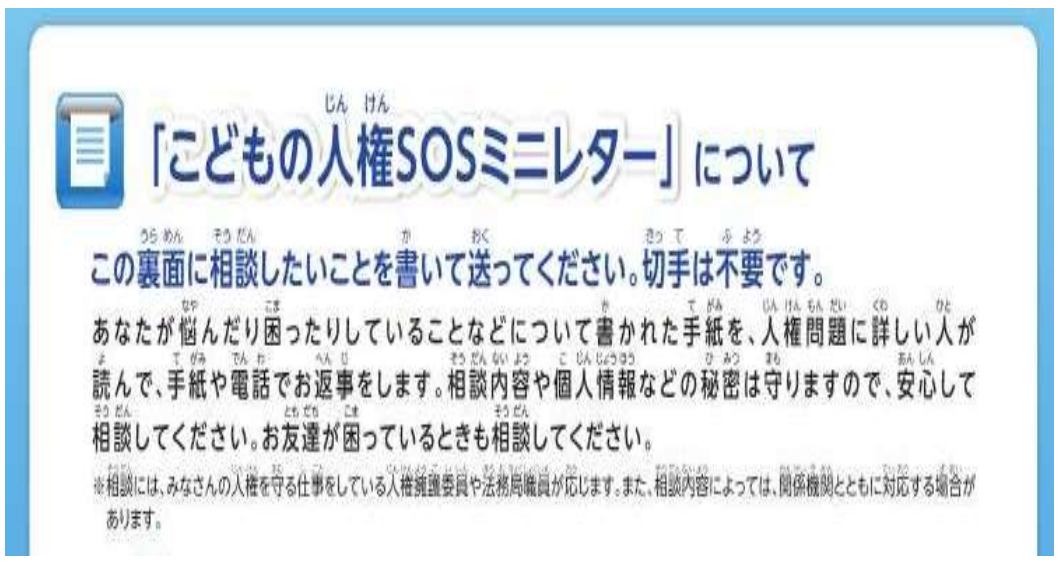

「こどもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です。

あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。お友達が困っているときも相談してください。

※相談には、みなさんの人権を守る仕事をしている人権擁護委員や法務局職員が応じます。また、相談内容によっては、関係機関とともに対応する場合があります。